

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 0 号
件 名	(株) 安藤忠雄建築研究所との随意契約に係る所管の虚偽判例陳述について
要 旨	<p>平成 22 年 12 月 14 日，文教経済常任委員会での質疑応答で，新潟市教育委員会施設課長は判例文を読み上げて随意契約締結の正当理由を陳述した。</p> <p>その判例事件には類似性がないこと。</p> <p>判例文は削除と追記が行われた虚偽判例文であること。</p> <p>以上要点を究明して，再度，文教経済常任委員会に再審議を求めた。</p> <p>しかし，執行機関に迎合した癒着構造の議会に監視任務の認識はなく，違法執行の掌握を避けた文教経済常任委員会審議の意向どおり不採択に終始する。</p> <p>前回の 4 度目の平成 23 年 6 月 22 日，委員会での施設課長は「判例の趣旨を簡潔に説明した」と返答した。</p> <p>この陳述は，「随意契約執行を正当化するために判例文に手を加えたこと」をみずから認容したものである。</p> <p>したがい，地方自治法施行令第 167 条の 2 「……その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」との条件を満たす理由は虚偽陳述が確定したことで消滅した。</p> <p>ゆえ，陳情した葛塚中学校建設設計監理業務を(株)安藤忠雄建築研究所と起案書をもって随意契約し，図書館建設設計監理業務とあわせ推計総額金 1 億円の損失を発生せしめた小川竹二旧豊栄市長の独善的執行を否定する理由は何もない。</p> <p>したがい，当初の陳情目的である執行機関に対する調査監視権を行使し，違法行為の摘発と再発防止を要請する。</p> <p>なお，憲法第 92 条「地方自治の基本原則」の規範に基づいた「執行機関に対する議会の調査監視」を没却するならば新潟市議会議員に栄典の資格はない。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 9 月 14 日 文教経済常任委員会
受 理	平成 23 年 9 月 9 日 第 2 8 3 号